

保育料算定に使う
市民税所得割課税額は
どこを見るの？

上段は、6月に市役所から自宅へ送付された【市民税・県民税税額決定・納税通知書】のうち、「市民税・県民税課税明細書」に記載されている市民税の税額控除前所得割から下の段の調整控除を引いた額が保育料の算定基礎となります。(右側を参照)

平成29年度 市民税・県民税 課税明細書

管理コード		納組コード	
通知書番号			
市民税		県民税	
税額控除前所得割			
調整控除			
配当控除			
寄附金税額控除			
外国租税控除調整額			
所得割			
均等割			
年税額			
減免額			
給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額			
公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額			
普通徴収の方法によって徴収する額の合計額			
所得割控除不足配当控除・株式等譲渡所得割額控除額			

※所得金額で総合長期譲渡・一時の金額は、1/2割の金額が記載されていますが、総所得金額の欄は1/2後の金額で計算されています。
また、合計所得金額の欄は、分離譲渡の特別控除前の金額が記載されていますが、税額を計算するときは特別控除後の金額で計算されます。(単位：円)

平成29年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

給与収入		主たる給与以外の の合算所得区分		総所得③		税額控除前所得割額④	6月分	
給与所得				山林所得		税額控除額⑤	7月分	
その他の所得計				分離短期譲渡		所得割額⑥	8月分	
				分離長期譲渡		均等割額⑦	9月分	
				株式等の譲渡		税額控除前所得割額⑧	10月分	
				先物取引		税額控除額⑤	11月分	
				扶養親族該当区分	本人該当区分	所得割額⑥	12月分	
				扶養親族該当区分	本人該当区分	均等割額⑦	1月分	
				扶養親族該当区分	本人該当区分	特別徴収税額⑧	2月分	
				扶養親族該当区分	本人該当区分	控除不足額⑨	3月分	
				扶養親族該当区分	本人該当区分	既未当額⑩	4月分	
				扶養親族該当区分	本人該当区分	既納付額⑪	5月分	
				扶養親族該当区分	本人該当区分	変更前税額⑫		
				扶養親族該当区分	本人該当区分	増減額(⑧-⑫)		
				扶養親族該当区分	本人該当区分	変更月		

下段は、5月または6月に会社から送られた、【市民税・県民税特別徴収額決定・変更通知書】に記載された④市民税控除前所得割額から調整控除 1,500 円を控除した額が保育料の算定基礎となります。(左側を参照)

足利市利用者負担額【保育料】

平成30年度

階層区分	定 義	推定年収	利用者負担（月額）						階層区分	定 義	推定年収	利用者負担（月額）
			3号認定／2号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳児)		2号認定 (4歳以上児)					1号認定 (3歳以上児)
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間				教育標準時間
1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯も含む)	—	0	0	0	0	0	0	1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯も含む)	—	0
2	市民税非課税世帯	～260万円	3,000	3,000	2,500	2,500	2,000	2,000	2	市民税非課税世帯	～260万円	2,000
			[0]	[0]	[0]	[0]	[0]	[0]				[0]
3	市民税均等割 課税世帯	～300万円	8,500	8,500	7,000	7,000	5,000	5,000	3	市民税均等割 課税世帯	～300万円	3,000
			[4, 200]	[4, 200]	[3, 500]	[3, 500]	[2, 500]	[2, 500]				[0]
4	48,600円未満	～330万円	13,000	12,800	13,000	12,800	12,000	11,800	4	77,200円未満	～360万円	10,100
			[6, 500]	[6, 400]	[6, 500]	[6, 400]	[6, 000]	[5, 900]				[5, 000]
5	77,200円以上 105,500円未満	～360万円	17,300	17,000	17,000	16,700	14,000	13,800	5	77,200円以上 211,300円未満	～680万円	3,000
			[8, 600]	[8, 500]	[8, 500]	[8, 300]	[7, 000]	[6, 900]				[0]
6	105,500円以上 147,600円未満	～400万円	22,000	21,700	22,000	21,700	19,000	18,700	6	105,500円以上 252,900円未満	～480万円	16,100
			[11, 000]	[10, 800]	[11, 000]	[10, 800]	[9, 500]	[9, 300]				[8, 000]
7	147,600円以上 189,600円未満	～500万円	28,000	27,600	28,000	27,600	24,000	23,600	7	147,600円以上 252,900円未満	～580万円	21,300
			[14, 000]	[13, 800]	[14, 000]	[13, 800]	[12, 000]	[11, 800]				[10, 600]
8	189,600円以上 252,900円未満	～600万円	36,500	35,800	31,000	30,500	25,000	24,600	8	189,600円以上 252,900円未満	～680万円	21,300
			[18, 200]	[17, 900]	[15, 500]	[15, 200]	[12, 500]	[12, 300]				[10, 600]
9	252,900円以上 301,000円未満	～780万円	42,500	41,800	33,000	32,500	26,000	25,600	9	252,900円以上 301,000円未満	～880万円	21,300
			[21, 200]	[20, 900]	[16, 500]	[16, 200]	[13, 000]	[12, 800]				[10, 600]
10	301,000円以上	～930万円	45,900	45,200	33,000	32,500	27,000	26,600	10	301,000円以上	～930万円	21,300
			[22, 900]	[22, 600]	[16, 500]	[16, 200]	[13, 500]	[13, 300]				[10, 600]
11	301,000円以上	930万円～	49,300	48,500	34,000	33,500	28,000	27,600	11	301,000円以上	930万円～	[10, 600]
			[24, 600]	[24, 200]	[17, 000]	[16, 700]	[14, 000]	[13, 800]				

- 注) 1 年齢については、平成30年3月31日現在の満年齢により決定します。
 2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定しお知らせする予定です。
 3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
 4 利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
 5 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等を利用する場合には、2番目の児童について、上表の〔 〕欄の利用者負担額が適用されます。また、第3子以降の児童の利用者負担額は無料となります。なお、教育利用(1号認定)で、小学校1～3年生の兄弟がいる場合は、その兄弟を含め、年齢の高い順に人数を数えます。なお、平成28年度より1号認定の市民税所得割額が77,200円未満まで、2・3号認定の市民税所得割額が57,700円未満までの世帯は、第1子の年齢に関わらず、第2子半額、第3子以降無料として上表の利用者負担額を適用します。
 6 第3子以降保育料減免事業による減免申請書の提出が必要です。利用者負担決定後に該当する場合は申請してください。
 7 母子(父子)世帯並びに在宅障がい児(者)のいる世帯等で、第2階層から第5階層の場合は特例となります。また、第1子の年齢に関わらず、第1子半額、第2子以降無料として上表の利用者負担額を適用します。ただし、家計の主宰者が同居の祖父母などの場合は特定の適用外となる場合があります。
 8 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、各認定区分の最高階層にて保育料を暫定で認定します。なお、認定後に確定申告がされた場合でも年度当初に遡っての遡及はありませんのでご注意ください。
 9 この利用者負担額は、子ども・子育て支援新制度の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業を利用する場合に適用されます。そのため、現在の制度のまま継続する幼稚園等を利用する際は、現行どおり各施設で設定した保育料をご負担いただくこととなります。
 10 この利用者負担額のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。
 11 推定年収は、父・母(税法上の扶養の範囲)・子ども2人をモデル世帯としておおまかな目安として表記しています。